

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第五号

令和元年十一月十三日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 富田 茂之君

理事 大岡 敏孝君 理事 神山 佐市君

理事 小林 鷹之君 理事 鈴木 淳司君

理事 武藤 容治君 理事 田嶋 要君

理事 山岡 達丸君 理事 鰐淵 洋子君

あきもと司君 秋本 真利君

畦元 将吾君 穴見 陽一君

石川 昭政君 石崎 徹君

上杉謙太郎君 岡下 昌平君

神田 裕君 高村 正大君

國場幸之助君 高木 啓君

辻 清人君 富樫 博之君

中曾根康隆君 西田 昭二君

野中 厚君 百武 公親君

福田 達夫君 穂坂 泰君

星野 剛士君 細田 健一君

堀内 詔子君 本田 太郎君

三原 朝彦君 宮澤 博行君

宗清 皇一君 山際大志郎君

吉川 赳君 和田 義明君

浅野 哲君 落合 貴之君

柿沢 未途君 菅 直人君

斉木 武志君 宮川 伸君

山崎 誠君 中野 洋昌君

笠井 亮君 足立 康史君

經濟産業大臣 梶山 弘志君

内閣官房副長官 西村 明宏君

内閣府副大臣 平 将明君

經濟産業大臣政務官 中野 洋昌君

政府参考人 船越 健裕君

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 向井 治紀君

政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 山内 智生君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 森 源二君

政府参考人 (総務省総合通信基盤局電波部長) 田原 康生君

政府参考人 (公安調査庁総務部長) 横尾 洋一君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 中原 裕彦君

政府参考人 (経済産業省産業技術環境局長) 飯田 祐二君

政府参考人 (資源エネルギー庁資源・燃料部長) 南 亮君

政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 村瀬 佳史君

政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 奈須野 大君

政府参考人 (中小企業庁経営支援部長) 渡邊 政嘉君

政府参考人 (防衛省防衛政策局長) 石川 武君

参考人 (一般社団法人電子情報技術産業協会会長) 遠藤 信博君

参考人 (東洋大学経営学部経営学部長・教授) 野中 誠君

参考人 (慶應義塾大学大学院システムサイエンス・マネジメン

ト研究科教授) 白坂 成功君

参考人 (中央大学総合政策学部教授 実積 寿也君) 經濟産業委員會専門員 佐野圭以子君

委員の異動

十一月十三日

石崎 徹君 補欠選任 秋本 真利君

神田 裕君 補欠選任 百武 公親君

高村 正大君 補欠選任 西田 昭二君

辻 清人君 補欠選任 本田 太郎君

福田 達夫君 補欠選任 上杉謙太郎君

山際大志郎君 補欠選任 宗清 皇一君

吉川 赳君 補欠選任 高木 啓君

同日

秋本 真利君 補欠選任 堀内 詔子君

上杉謙太郎君 補欠選任 福田 達夫君

高木 啓君 補欠選任 吉川 赳君

西田 昭二君 補欠選任 中曾根康隆君

百武 公親君 補欠選任 神田 裕君

本田 太郎君 補欠選任 辻 清人君

宗清 皇一君 補欠選任 山際大志郎君

同日

補欠選任

中曾根康隆君 補欠選任 高村 正大君

堀内 詔子君 補欠選任 石崎 徹君

十一月十二日

原発再稼働をやめ、エネルギー基本計画を見直し、再生可能エネルギーの比率を大幅に増加させることに関する請願(笠井亮君紹介)(第一六五号)は本委員会に付託された。

十一月十三日 エネルギー政策に関する陳情書(青森市長島一 の一) 吉田栄光(第一三八号)

起業支援に関する陳情書(愛知県豊川市御油町 汲ヶ谷一六六 小島鐵也)(第一三九号)

クレジット過剰と信規制の緩和に反対することに 関する陳情書外三件(長崎市栄町一の一二五 森永正之外三名)(第一四〇号)

中小企業再生を求めることに関する陳情書(大 阪市中央区本町橋二の八 尾崎裕外三名)(第一 四一号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する 法律案(内閣提出第八号)

○富田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、情報処理の促進に関する法律の一部 を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣 官房内閣審議官船越健裕君、内閣官房内閣審議官 向井治紀君、内閣官房内閣審議官山内智生君、総 務省大臣官房審議官森源二君、総務省総合通信基 盤局電波部長田原康生君、公安調査庁総務部長横 尾洋一君、経済産業省大臣官房審議官中原裕彦 君、経済産業省産業技術環境局長飯田祐二君、経 済産業省商務情報政策局長西山圭太君、資源エネ ルギー庁資源・燃料部長南亮君、資源エネルギー 庁電力・ガス事業部長村瀬佳史君、中小企業庁事 業環境部長奈須野大君、中小企業庁経営支援部長 渡邊政嘉君及び防衛省防衛政策局長石川武君の



いうのを、まず冒頭申し上げたいと思います。
それでは、具体的な法案の中身についても二、三、確認をさせていただきます。
まず、デジタル経営改革の項目について、主に認定制度の導入に関して質問をさせていただきたいと思っております。

産業の現場から私も少しヒアリングをさせていただいたところ、この認定制度をいかに効果的に運用できるかというのが重要な鍵だと感じている。ただ、誰がどのように認定をするのか、そこに認定内容の公平さ、公正さをどのように担保するのかという部分についてまず御答弁をいただきたいのと、加えて、具体的な観点として、レガシーシステムを既に有している歴史のある企業よりも、デジタルネイティブと呼ばれているスタートアップ企業の方が高評価を得る可能性というのがあるのではないかとという懸念の声も出ておりますので、こういった部分を払拭していただけるような答弁をいただければありがたいと思っております。よろしくお願いたします。

○西山政府参考人 お答えを申し上げます。

今御質問のございましたようにデジタル経営改革に当たって、私どもが申し上げております、仮称でございますけれどもデジタルガバナンス・コードあるいは法律上の指針の認定についての考え方、あるいは公平性をどのように確保するかということでございます。

まずは、指針の認定に当たりましてまず第一歩になりますのは、当然、指針そのものをどういふふうにつくるかということが非常に大事になってまいります。

この指針につきましては、我々がデジタルガバナンス・コードという言い方をしておりますが、先ほどの参考人の御質疑でもあったかと思えますけれども、それそのものではございませんけれども、今でございますとコーポレートガバナンス・コードというのがございますけれども、ある意味ではそれと似たような位置づけとしてつくりたいというふうを考えております。

それは、逆に申し上げますと、コーポレートガバナンス・コードと同様、デジタルガバナンス・コード、指針をつくるには、当然、現在の企業経営の実態、特にデジタルに関する経営の実態、あるいは経営者が自己評価をするときにどういった観点が重要だと思えるか、あるいは、特に、ずっと本日の御質疑にもございましたとおり、経営者があのようなリスクをとった判断に踏み込むためにどういった要素が必要になるかということが非常に鍵になってまいります。そのことにつきましていろいろ議論を積み重ねて判断をしていきたい、策定をしていきたいというふうを考えております。

それから、認定のある意味での公平性というのでしようか、についての考え方でございますが、このデジタル経営改革に関する指針についての認定は、基本的には、いわゆる技術的負債、負の遺産の処理も含めて、その企業がデジタル的な経営の健全性をきちんと満たしているかどうかということが非常に大きな判断のポイントになります。その中でも、特に、そうした攻めや守りについて、経営的に、経営者がリードして改革を進める体制が整っているかどうかということが非常に大きな判断要素になってまいります。

したがって、その企業が例えばどういう業種で仕事をしているかとか、そのビジネスそのものがデジタル的に非常に新しい内容を含んでいるかというよりも、まさに個別の事業部門に今までは閉じこもっていたITシステムを全社大に拡大し、その企業の業種、事業内容に見合った攻めの改革を求めているかどうかというのがポイントになってまいります。その企業のその新規性とは独立した判断、あくまでも、先ほどコーポレートガバナンス・コードと申し上げましたけれども、経営としてのデジタル的な意味での健全性が攻め、守り両面できちんと満たされているかということを中心に判断をしたいというふうを考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。
やはり、事業者が事業を起こした時期が、長い事業者もあれば最近起こしたばかりの事業者もいる、そういった環境の中で、DXを実践しやすい環境にあるかどうかというのは、それぞれ、さまざまなお立場があると思えますので、そこはぜひ産業現場の立場に十分配慮した運営をしていただきたいと思っております。

続いて、IPA、独立行政法人情報処理推進機構の機能強化をするということなので、ここに關して質問させていただきたいと思っております。

アーキテクチャーを設計したり、あるいはサイバーセキュリティの安全性基準を検討するといふ部分が今回新たに追加されるということなんですけれども、実は既に、金融や通信、電力、交通、食品などの各業界の中では、業界、同業者がサイバーセキュリティに関する情報共有、分析、連携を行うための組織というものを既に立ち上げていてということを知りました、ISACという通称らしいんですけれども。

民間が自立的に既に始めているサイバーセキュリティ対策ですか、こうした取組を阻害するようなものであつてはいいくないと思っております。このIPAの機能強化の際にどのような配慮をすおつもりか、そのあたりの考え方を聞かせたいと思っております。

○西山政府参考人 お答えを申し上げます。

まず、今回、IPAの機能強化は、大きく分けますと二点、クラウドの安全性評価という観点とアーキテクチャーに関係する部分がございますが、今先生御質問の点は主としてセキュリティに関するところでございましたので、そちらの、クラウドの安全性評価の中心にお答えをさせていただきます。

まず、私ども、ついつい、ふだん、今先生御指摘の、ISACと呼んでいるんですけれども、分野別に、サイバーセキュリティの問題について、同業者の間で、さまざまな対策あるいは最新の脅威についての意見交換が行われている場が既に

にさまざまな活動しているのは承知しておりますし、私ども経済産業省も広い意味で連携して活動をさせていただいております。

そうした中で、今回の改正内容は、特に、クラウドを利用するのしかないのかということに特化をした上で、特に政府機関が、クラウド・バイ・デフォルトと言っておりますけれども、そのクラウドの利用を原則とするということを決めたことを背景として行われているものでございます。

したがって、念のための確認でございますけれども、IPAの機能について改めて申し上げますと、クラウドの安全性評価基準そのものは政府で策定をいたしますけれども、実際にその評価基準に基づきまして各政府機関が調達をする際に、そのクラウドサービスが安全かどうかというのを監査する必要があると思っております。その監査機関が行います監査を、最終的には当然、これは政府機関の責任で、その監査が妥当なものかどうかを受け入れる必要があると思っております。その監査結果の受入れに際して、政府機関の判断をサポートするものとして活動する予定にしております。

したがって、新しくIPAで行われますこのクラウドの安全性評価、あるいは政府の安全性評価基準をサポートする仕組みそのものは、先ほど例えば先生から御指摘のあった、電力などなど、各分野で行われておりますISACの活動を踏まえて、それと矛盾しない形で行われるものだというふうにご認識しております。また、念のために申し上げますアーキテクチャーの設計に関しましては、まさに、今のIPAの中にいる人材というよりも、むしろ民間の中で活躍しておられる方を糾合する、そうした風土をつくり上げることで、今実際に民間で行われている動きとまさに連動しながら、しかし、あくまでも中立的な立場で専門家に活動していただく、あるいは人材を育成するということを主軸にしていきたいというふうにご認識しております。

以上でございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

今、サイバーセキュリティの方で御回答いただきまして、もう一方、アーキテクチャーの方も、産業現場の企業側の立場からすれば、アーキテクチャーが共通化されるというイメージを今持っている方もいらっしゃると思います。アーキテクチャーが共通化されると、それだけビジネス上の競合他社との差別化要素が一つなくなってしまうところもありまして、ハードルが高いんじゃないかという声も聞かれています。こうした部分でどう対応していくのか。

更に加えれば、これから、やはりこういうビジネスがどんどんグローバル化していったときに、海外とのアーキテクチャーの共通化というものも意識しなければいけないんですけれども、そういったところに対する政府の御認識をお聞かせいただけますか。

○西山政府参考人 お答えを申し上げます。

今委員から御質問のございました部分、私なりに言いかえますと、特に新しくシステムをつくる上で、いわゆる競争領域と非競争領域、あるいは独自領域と共通領域をどうふうに分けるかという話になってまいります。

これも先ほど参考人の御質疑の中でもあったというふうに理解しておりますけれども、今提案されている多くのいわゆるシステム、あるいはシステム・オブ・システムズと言われておりますようなもの、例えば自動走行ですとかスマートホームですとかスマートシティというものは、単独の事業者で全てをカバーすることはどうしてもできない、複数の事業者が何らかの形で結合してトータルサービスが提供されるという形になってまいります。そうしますと、もちろんその程度問題はさまざまございますが、少なくとも、いわゆる共通領域が全くなし、完全に各社独自のやり方というのでは、どの仕組みも実現できないということではないかというふうに思います。

そういう意味では、これもやや雑な言い方で恐

縮でございますが、日本企業はどちらかということ、これまで、どうしても基本的には独自領域を全ての会社が持ち、なかなか共通領域を持たないということが起こってきたもの、今、オープンイノベーションが課題になってきているということも同じことだと思えますけれども、事実であるかどうかと思えます。

そうした中で、もちろん全てを共通領域にすれば、それはもう競争する場がなくなる、独自性を発揮する場がなくなりますので、一体どの部分を共通化することが最も公平、フェアなのか、あるいは実効性が上がるのかというのを中立的な立場で誰かが判断をしませんと、その仕組みができないということになりますので、そうした役割を担うものとして、このIPAの、仮称でございますけれども、産業アーキテクチャ・デザインセンターというものを考えておることでございます。

また同時に、これも二点目に委員から御指摘がございましたとおり、今挙げましたどの仕組みも、自動走行であれスマートシティであれ、これは日本の独自の仕組みだけでは全く機能はしないと思えます。

したがって、ここで申し上げているのは二つございまして、それをやるにしても、グローバルに個別企業でなかなか案を提案しても、これはなかなかグローバルな議論の中に反映されませんので、日本として何らかの案を発信し、海外とさまざまな議論をしていく上の土台をつくるのがこのセンターの役割だということを考えております。その実現する上で、人材の上でもぜひ海外のさまざまな機関との交流を図って、活動してまいりたいというふうに考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。

続きまして、情報処理安全確保支援士制度についてもお伺いしたいと思います。

この制度が始まったのが二〇一七年ということ、まだそんなに月日がたっておりません。当

初、三年間ごとに講習を受けるという制度です。タレントをしたものですが、今回、その最初の講習が迎える前に更新制の導入という提案がされているわけですが、一般論からすれば、ちよつと早いんじゃないかという印象を受けられるわけですが、なぜ初めからやらずにこのタイミングになったのかという部分について少し経緯を御説明いただきたいのと、時間の関係でちよつと先回りしてしまっていますが、やはり日進月歩でこのサイバーセキュリティ技術というのは進歩をしておりますので、やはり定期的な講習、スキルアップというのが非常に大事になるんです。この講習内容をいかに高度化していくのかというのが肝になると思いますが、そのあたり、対応していく方針についてお伺いをしたいと思います。

○西山政府参考人 お答えを申し上げます。

今御質問のございましたいわゆる支援士制度につきまして、まず、当初からなぜ同じ制度にしないかという御質問でございますが、それについては、おおむね二点、背景がございます。一つは、実務上の点でございます。

今御提案している今の現行法に基づくこの情報処理安全確保支援士制度も、基本的には講習の受講が義務づけられているんですが、その義務に違反した場合に、IPAの側が主体的に取り消すという制度になっておりました。

したがって、この制度をつくりました際にはそれで十分であるというふうに考えておりましたものが、なかなか、実務面で、それではうまくいかならないんじゃないかということもございまして、今回は、原則として、三年間で講習を受けなければ登録が抹消される、そういう、ある意味ではわかりやすい更新制に変えたということでございます。

もう一つは、二点目の先生の御質問ともかわりますけれども、まさに知識が日進月歩でございますので、これは、今後も三年更新制とはしてお

りますけれども、講習そのものは三年に一回というやり方はしない予定にしております。既に着手をしておりますけれども、毎年少なくとも一回のオンライン講習による知識の、技能の確認をするということをした上で、三年に一回は更に、ある意味で集約的、グループでの研修、取組として、更新に当たっての講習を義務づけたいということも予定しております。

○浅野委員 ありがとうございます。

残り時間もわずかになってきましたので、最後、質問させていただきたいと思うんですが、やはり、これまでの本日の議論でもありましたが、やはり、制度自体をしっかりとつくり込むことに加えて、いかに多くの企業がこの取組に参加してもらうかというのが非常に重要なんですけれども、企業の経営者の立場からすれば、生産性が上がるとか、世の中のビジネスにリアルタイムに対応しやすくなるかとかいうのも一つメリットなんです。それ以上に動機づけになるのは投資家の評価なんです。やはりこのDXの取組を推進することが投資家の評価につながるといふ部分が非常に重要だと思っております。

逆に、それを政府が盛り上げていかなければいけないと思うんですけれども、そうしないと経営者に振り向いてもらえませんから、その点を最後にお伺いして、質問を終わりたいと思えます。

○西山政府参考人 お答え申し上げます。

今委員から御質問のございましたとおり、この指針による認定を有効あらしめるためには、単に国が認定するのみならず、そのことについて、さまざまなステークホルダー、経営者は当然でございますけれども、経営者及びステークホルダーに関心を持っていただくということが非常に重要だということに思っております。

そういう意味では、今回、このデジタルガバナンス・コード、指針というのを示させていただきましたのも、これを通じて、そういうこともございま

て、やや不正確なところはござい、ますけれども  
コーポレートガバナンス・コードと関係つけてい  
るところがござい、ますが、これを通して、経営者  
自身が投資家を含めたステークホルダーにみずか  
らのデジタル経営についての方針、考え方を説明  
し、それが投資家を含めたステークホルダーの評  
価につながるとい、うことを、そういう意味での好  
循環をぜひ実現をしたいと、うふうに考えており  
ます。

また、これは既にある制度でござい、ますが、端  
的に、今、ござい、ます制度として、経済産業省と東  
京証券取引所で攻めのIT経営銘柄というものを  
つくり、まして、ある意味でIT経営についての市  
場の評価を促すような仕組みを持っており、ま  
が、今御議論いただいで、ござい、ますようなデジ  
タルガバナンス・コード、この法律が成立した  
際、このデジタルガバナンス・コードを通  
じた取組についても、この資本市場における  
評価に反映させることで、また、今御指摘の  
ござい、ましたような資本市場において、この  
認定を受ければ評価をされるような好循環を生  
み出したいと、うふうに考えており、ま  
す。

○浅野委員 終わります。ありがとうございます。

○富田委員長 次に、笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

午前中に続いて質問します。  
今回の法案では、政府機関等へのサイバー攻撃  
が発生する事態への備えとして、政府調達にお  
けるクラウドサービスの安全性評価を行う機能を  
IPAに付加するとしており、ま  
す。

二〇一六年の法改正では、IPAは、内閣サイ  
バーセキュリティ戦略本部から委託を受けて、独  
立行政法人と指定法人に対する監視を行うこと  
になりました。  
まず、梶山大臣に伺います。

政府機関を監視している内閣サイバーセキュリ  
ティセンター、NISCとIPAはどのように連  
携して監視活動を行っているのでしょうか。

○梶山国務大臣 平成二十八年度のサイバーセキュ  
リティ基本法の一部改正によって、情報システ  
ムに対する国による監視等の対象範囲について、テ  
ム行政機関から、独立行政法人及びサイバーセ  
キュリティ戦略本部が指定する特殊法人、認可法  
人に拡大されました。

これを受けて、IPAは、内閣サイバーセキュ  
リティセンター、NISCの監督のもとで、独立  
行政法人等に対する不正な通信の横断的な監視等  
を行うなどの連携を行っているところであり、ま  
す。

○笠井委員 NISCが第一GSOCということ  
で情報セキュリティ横断監視・即応調整チーム、  
IPAが第二GSOCという形で、相互連携しな  
がらサイバー上の監視活動を行っている。さら  
に、サイバーセキュリティ上の障害、事故等が  
発生した際の対処でも、NISCとIPAは一体  
として情報連携の結節点に位置づけられており、  
ま  
す。

内閣府に伺います。

二〇一八年のサイバーセキュリティ基本法改正  
を受けて内閣官房に設置されたサイバーセキュリ  
ティ協議会は、官民が参加する構成員に情報提供  
義務と秘守義務を課すことで、従来の枠を超えた  
情報共有、連携体制を構築することを目標にして  
おり、ま  
す。

最も積極的に情報を持ち寄る第一類の構成員  
は、まだ確証を得るに至っていない専門的な分析  
内容を内々に持ち寄るとされてい、ますけれども、  
この第一類の構成員として参加している国の行政  
機関はどこですか。

○山内政府参考人 お答え申し上げます。

独立行政法人等を含む国の関係行政機関にお  
いて、協議会の第一類構成員になっているものは、  
私も内閣官房内閣サイバーセキュリティセン  
ター及び独立行政法人情報処理推進機構、この二  
つでござい、ます。

○笠井委員 NISCはこの協議会の事務局を務  
めますが、この協議会は、会議を開かずには

チャルで行えるもので、会議体ではありません。  
提供された情報をどのように扱うかを含めて、N  
ISCが大きな権限を持つ情報収集、管理の仕組  
みであります。IPAは、そのNISCと専門的  
な分析内容を内々に持ち寄る関係となつて、サイ  
バー上の監視活動、情報集約を担っている。

内閣府に引き続き伺いますが、二〇一八年の七  
月に閣議決定されたサイバーセキュリティ戦略で  
は、同盟国、有志国との連携をどう位置づけてい  
るのでしょうか、端的にお願ひします。

○山内政府参考人 お答え申し上げます。

サイバーセキュリティ戦略の中では、特に国際  
連携それから安全保障というパートを設けており  
ま  
す。

サイバー空間を取り巻くリスクが深刻化する  
中で、サイバー攻撃に迅速的確に対応するため  
に、同盟国それから有志国との連携が非常に重要  
であるとい、うふうに感じており、まして、二国間  
それから多国間、共通した連携の強化とい、うの  
を行つており、ま  
す。

我が国は、多様な主体が連携、協働してサイ  
バーセキュリティの確保に取り組むことによつ  
て、サイバー空間の安全を確保することを旨とし  
ており、まして、このような考え方を、例えば国  
連、それから多国間の協議の、国際場裏とい、う  
ふうに行つており、まして、このように情報  
発信をすること、それから、サイバー空間の発展  
を妨げるような国際ルールの変更を目指すような  
取組もあります。このい、うものに対して、同盟  
国、有志国と連携をして対抗していくとい、うこと  
をこの戦略の中でうたつており、ま  
す。

関係国との連携を深めるとともに、多国間の議  
論にも積極的に貢献してまいります。

○笠井委員 関係国ですが、同盟国、有志国との  
連携を重視されていて、サイバーセキュリティ  
と日米同盟の安全保障を一体的に位置づけており  
ま  
す。

ことし内閣府が発表したサイバーセキュリティ  
二〇一九の二〇一九年度年次計画では、米国との

連携について、インシデント情報の交換等を推進  
して、同盟国である米国とのサイバー空間に関す  
る幅広い連携を強化するとされております。

米国とのインシデント情報の交換等、サイバー  
空間に関する幅広い連携に、IPAが収集した情  
報やサイバーセキュリティ協議会で共有した情報  
が含まれるのでしょうか。含まれるかどうか、端  
的に答えてください。

○山内政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどのサイバーセキュリティ協議会の中で、  
秘密を有する情報をまず得た場合に、情報の提供  
者、これがIPA若しくはそのIPAの前に実際  
に情報を得た方がいらつしやるとすると、その方  
の許諾もなく、これは米国とい、えども出すこと  
は  
できません。

ですので、まず、これは、その規定上でとい、  
うことは許されませんので、私どもが特段、事務  
局としてとい、う情報を自由に扱う若しくはIPA  
が扱うとい、う構造にはなつてござい、ません。

○笠井委員 昨年十二月四日、内閣委員会で当時  
の櫻田大臣が答弁してござい、ますが、協議会  
は、官民の多様な主体がお互いに情報を提供し合  
い、また必要に応じて海外の行政機関とも連携し  
つつ民間等を含め国内全体としてサイバー攻撃  
による被害の拡大を防ぐことを目的としてい、る、  
連携するとい、うことで、具体的にやるとい、う  
ん  
です。

IPAが収集して内閣官房、NISCと共有し  
た情報が米政府にも共有されている。IPA  
は、米国のサイバーセキュリティ戦略、日米同  
盟に密接に関与しているとい、うことになり、ま  
す。

そこで、防衛省に伺います。

米国防総省が二〇一八年九月に発表した国家  
サイバー戦略は、サイバー攻撃の脅威としてロシ  
ア、中国、イラン、北朝鮮を名指しして、サイ  
バー軍の能力構築の加速や同盟国との協力促進を  
掲げました。

これを受けて、ことし四月の日米安全保障協  
議委員会、2プラス2において、これが質問です